

第105回都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和8年7月27日（月）午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所 川崎市役所南庁舎 18階大会議室

3 出席者

○委員

大沢会長、井土委員、平山委員、中西委員、水庭委員、宮下委員、吉田委員、齊藤委員、田村委員
山根委員、松川委員、大澤委員、伴委員、加藤委員（代理津野）、橋本委員（代理松本）

○事務局

まちづくり局

計画部都市計画課 町井課長 川本担当課長 川本課長補佐 久保寺課長補佐 穴戸担当係長
吉田担当係長

港湾局

港湾経営部経営企画課 進藤課長 石川担当課長

臨海部国際戦略本部

土地利用転換推進部 岡村担当課長 砂田担当課長 田中課長補佐 鈴木課長補佐

4 議題

（1）都市計画議案

ア 諮問第515号 川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）

イ 諮問第516号 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）

（2）その他（報告）

ア 川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方について

5 傍聴者数 1名

第105回川崎市都市計画審議会議事録

(町井課長)

それでは定刻となりましたので、川崎市都市計画審議会を始めさせていただきたいと思
います。

本日は、大変お忙しい中、川崎市都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありが
とうございます。

私は、当審議会の事務局を務めさせていただきます都市計画課長の町井でございます。
本来であれば計画部長の関口が司会を行うところですが、欠席のため代理を務めさせてい
たきます。

さて、川崎市都市計画審議会は委員の任期が2年でございまして、本年度は改選期とな
ります。本日は、就任後初めての審議会でございますので、委嘱状のお渡しをさせていた
だきます。本来でございますと市長の福田紀彦からお渡しするところでございますが、所
用のため、まちづくり局長の定山からお渡しさせていただきます。

議事に入ります前に、お手元にお配りしてございます委員名簿の順に委嘱状をお渡しさ
せていただきますので、委員の皆様方はそのまま御自席でお待ちいただき、御名前をお呼
びしましたらその場で御起立いただくようお願いいたします。それでは、よろ
しくお願いします。

はじめに市議会議員の皆様からになります。

市議会議員、井土清貴委員でございます。

続きまして、市議会議員、平山浩二委員でございます。

続きまして、学識経験者の皆様になります。

日本大学教授、大沢昌玄委員でございます。

続きまして、横浜市立大学教授、中西正彦委員でございます。

続きまして、東京農業大学教授、水庭千鶴子委員でございます。

続きまして、東洋大学教授、宮下量久委員でございます。

続きまして、横浜国立大学教授、吉田聡委員でございます。

続きまして、川崎地域連合議長、齊藤恵治委員でございます。

続きまして、川崎市農業委員会会長、田村忠藏委員でございます。

続きまして、川崎商工会議所副会頭、山根崇委員でございます。

続きまして、川崎市全町内会連合会副会長、松川正二郎委員でございます。

次に、市民公募委員の皆様になります。

大澤仁委員でございます。

伴行江委員でございます。

次に、関係行政機関になります。

神奈川県警察本部交通部長加藤雅道委員でございますが、本日は代理といたしまして、
神奈川県警察本部交通部交通規制課規制官の津野様に御出席をいただいております。

国土交通省関東地方整備局長 橋本雅道委員でございますが、本日は代理といたしまして、川崎国道事務所副所長 松本様に御出席をいただいております。

本日、欠席されております市議会議員 市古次郎様、市議会議員 末永直様、市議会議員 那須野純花様、神奈川県宅地建物取引業協会副会長 中村公則様、市民委員 田中直也様につきましては御紹介だけさせていただきます。

続きまして、まちづくり局長の定山から御挨拶を申し上げます。

(定山局長)

改めまして、まちづくり局長の定山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この度は川崎市都市計画審議会の委員に御就任いただきまして、厚く御礼申し上げます。本来であれば市長から直接委嘱状をお配りして、御礼の言葉を申し上げるところではございますけれども、公務の都合によりなかなか出席がかなうことができませんので、私のほうから交付させていただきましたこと、何とぞ、御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本市を取り巻く社会環境が、皆様御存じのとおり大きくそして目まぐるしく変化してございます。そして、都市計画に求められる役割も複雑化、そして多様化しているような状況でございます。

こうした中、本市におきましては100年に一度と言われる川崎臨海部の大規模土地利用転換の取組でございましたり、また10年に一度の都市計画マスタープランの改定に向けた取組などを進めているところでございます。

本審議会につきましては、こうした本市のまちづくりの根幹に関わるような重要な事項について、専門的、多角的な見地から御審議いただく附属機関でございます。委員の皆様におかれましては、ぜひそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますけれども、これからの川崎市のまちづくりの推進に向けて、皆様の多大なるお力添えを賜りたく、私からの御挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

今日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(町井課長)

次に、本審議会の事務局職員を紹介させていただきます。

私、まちづくり局計画部都市計画課長の町井でございます。

同じく、都市計画課担当課長の川本でございます。

(川本担当課長)

川本です。よろしくお願いします。

(町井課長)

以上で、事務局職員の紹介とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、本日の審議会における会議の公開についてになります。

本日の審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき公開とさせていただきます。本日の議事録に個々の発言者氏名を記載することにつきまして、あらかじめ御

了解ください。

続きまして、本日の定足数の報告になります。

委員総数20名中15名の出席を得ており、過半数の委員に御出席をいただいておりますので、川崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、会長の選出の議事に入らせていただきます。

川崎市都市計画審議会では、都市計画審議会運営要領第3条におきまして、会長の任期は委員の任期とすると定められております。前回の都市計画審議会まで会長を務めていただきました中村英夫会長が本年4月30日で任期満了となったことから、今回新たに会長を選出することとなります。

会長につきましては、川崎市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、学識経験者の委員の方の中から選出することとなっております。

どなたか、立候補または推薦をいただけないでしょうか。

水庭委員。

(水庭委員)

大沢昌玄委員を会長に推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

(町井課長)

ありがとうございます。

ただいま、大沢昌玄委員とお声がありましたが、いかがでしょうか。

—異議なし—

(町井課長)

ありがとうございます。

「異議なし」とのお声がございましたので、会長は大沢昌玄委員に決定させていただきます。

それでは、会長から一言、御挨拶を頂戴したいと存じます。

(大沢会長)

ただいま会長に御推挙いただきました、日本大学の大沢でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

私、出身は埼玉なんですけど、小学校のとき今から40年以上前ですが、年に一度ほど川崎の元木町に親戚がいてそこへ行くのが非常に楽しみで、いつも元木町の親戚の家に行って、そこでおいしいものを食べて、午後はさいか屋に行って何か買ってもらって、それで家に帰るとというのが憧れの地、それが大体小学校5年生ぐらいまで続いたかと思います。

その後、縁あって川崎市都市計画審議会の委員を務めさせていただきまして、今期から会長という要職を拝命いたしました。先ほど川崎の10年後というお話もございましたが、20年、そして100年の川崎の基礎づくりに向けて、皆様と一緒に頑張っていきたいと

思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

(町井課長)

ありがとうございました。

続きまして、会長から職務代理をお願いする委員を御指名いただきたいと存じますので、恐れ入りますがどなたか御指名をいただきたいと願います。

(大沢会長)

はい、了解いたしました。何もないようにしたいと思っているのですが、人間何があるか分かりませんので、会長職務代理ということで、よろしければ中西委員にお願いしたいと思いますが、中西委員、よろしゅうございますでしょうか。

(中西委員)

はい、承知しました。

(大沢会長)

それでは、中西委員、よろしくお願いいたします。もしよろしければ、中西委員から一言、よろしくお願いいたします。

(中西委員)

今回から参加させていただきました。職務代理ということで拝命といえますか、御指名いただきました中西です。

職務代理と言いましても大沢先生に特段のことはないと信じておりますので、職務によらず専門の立場から貢献できればと思っております。

私自身は勤め先もですが、ずっと横浜市民でありまして、行動範囲で言えば川崎も非常になじみのあるところです。また、住宅政策審議会委員も拝命しておりまして、様々な暮らしの環境の場としての川崎というものにも非常に興味を持っておりますので、勉強させてもらいながら何かしら貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

(町井課長)

ありがとうございます。

次に、小委員会の委員の指名についてでございます。

当審議会では、川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条第1項及び都市計画審議会運営要領第9条第1項によりまして、小委員会の設置をしてございます。小委員会に属する委員につきましては、川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、会長から指名することとなっております。

本審議会終了後に会長と御相談させていただいた上で、次回の都市計画審議会までに委員の皆様にお示しさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

(大沢会長)

はい、ありがとうございます。先ほど御了承いただきましたので、審議会終了後、事務

局と相談させていただきながら、規則にのっとりまして私から次回までに指名させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(町井課長)

ありがとうございます。

ここで、定山局長は公務のため、退席させていただきます。

(定山局長)

すみません。失礼いたします。

(町井課長)

次に、本日の審議会に報道機関から取材の申込みがきております。川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第3条第3項第6号では「会議場において撮影、録音、その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会が特別の理由により承認した行為においては、この限りでない。」と定められておりますので、審議会開始前に御判断をお願いしたいと思います。

それでは、これからの司会進行は会長をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

(大沢会長)

それでは改めまして、皆様、これから会を進行していきたいと思いますので、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。本日は着座にて失礼いたします。

ただいま、事務局から取材申込みの御報告がございましたので、まず皆様に御相談、そしてお諮りしたいと思います。

会議冒頭のカメラ撮影、会議中の録音について申出がございました。この会といたしましては許可したいと思いますが、大変恐縮でございますけれども了承される方は挙手をよろしくお願いいたします。

—賛成多数—

(大沢会長)

賛成多数でございますので、取材を許可したいと思います。

ただいまから、第105回川崎市都市計画審議会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元にごございます議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

なお、本日の議事録署名人でございますけれども、水庭委員と伴委員にお願いしたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

では後日、事務局から書類がまいりますので、署名をよろしくお願いいたします。

それでは事務局にお伺いいたしますが、本日傍聴の申出はございますでしょうか。

(川本課長補佐)

ございます。

(大沢会長)

それでは、傍聴人がいらっしゃるということでございますが、報道関係がいらっしゃるということなので、まず最初に報道関係の入室、続きましてその他傍聴者の入室をよろしくお願いいたします。

—— 入室 ——

(大沢会長)

また、もし傍聴者の方がまいりましたら、ぜひ事務局で御入室をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、報道関係者の方におかれましては、会議冒頭でのカメラ撮影を許可いたします。よろしいでしょうか。

以後もうカメラ撮影はないということでございますので、この会を進行してまいりたいと思います。以後のカメラ撮影は禁止となりますので、御了解をよろしくお願いいたします。

それでは、議事についてでございますが、次第に従いまして、本日付けで川崎市長から諮問を受けております扇島に関する議案として、諮問第515号「川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）」、諮問第516号「川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）」についてでございます。一括にて審議を行いたいと思います。

なお、関係職員といたしまして、臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部、港湾局港湾経営部経営企画課から職員が出席しておりますので、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

(町井課長)

それでは、諮問第515号「川崎都市計画用途地域の変更」、諮問第516号「川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更」について、御説明いたします。

これらの案件は、扇島地区の関連案件でございますので、一括して御説明させていただきます。

スクリーンを御覧いただくとともに、お手元のタブレット端末のファイル「扇島地区関連案件」をお開きください。スクリーンを用いて御説明いたしますが、説明内容に応じてスクリーンに表示されるスライドにファイルの該当ページを記載しておりますので、適宜御確認ください。

それでは、スクリーンを御覧ください。

はじめに、扇島地区の位置関係について御説明いたします。こちらは位置図でございます。方位は上が北となり、今回御説明する扇島地区は赤枠で囲った範囲でございます、扇島の東側に位置する面積約33.1ヘクタールの地区でございます。

続いて、周辺の道路状況でございます。本地区に隣接する周辺の主な都市計画道路でございますが、緑色で示す国道357号線と黄色で示す高速湾岸線がございます。

こちらは航空写真でございます。赤色で示す範囲が、今回、都市計画変更を予定している区域でございます。

続いて、これまでの経緯でございます。扇島地区は令和２年３月に、ＪＦＥスチール株式会社が扇島を中心とする東日本製鉄所京浜地区の高炉等を令和５年９月に休止することを発表したことから、その跡地での土地利用転換に向けた取組が進められているエリアでございます。

令和５年８月には、国をはじめとした様々なステークホルダーとの検討・調整の場における意見交換等を踏まえ、「ＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等の休止に伴う土地利用方針」を策定しております。

令和６年５月には、ＪＦＥホールディングス株式会社と先導エリアの整備推進に関する協定を締結し、令和６年１１月には川崎港に関する基本方針を示す「川崎港港湾計画」を改定し、土地利用計画を変更しております。

今回御説明する都市計画案は、今後の土地利用誘導に向け各上位計画等の位置づけを踏まえて作成したものととなりますので、それらの上位計画等について御説明させていただきます。

それでは、上位計画の位置づけについて御説明いたします。

まず、「川崎市総合計画（第４期実施計画）」でございます。「川崎市総合計画」とは、本市が目指す都市像やまちづくりの基本目標を定めたものでございます。

扇島地区を含む臨空・臨海都市拠点は、大規模土地利用転換を契機とした産業のカーボンニュートラル化、革新的な技術・素材・製品等の創出とこれらを支える基盤整備を確実に進め、我が国の重点課題の解決や経済を牽引する活力ある拠点形成を推進することとしております。

次に、「都市再開発の方針」でございます。「都市再開発の方針」とは、市街地等の整備方針を示すもので、この方針において、特に市街地の再開発を促進すべき地区を「２号再開発促進地区」として指定しております。

スクリーンにお示ししている黄色で着色している範囲を２号再開発促進地区に位置づけ、「川崎市臨海部の長期にわたる持続的発展につなげ市民生活を支えるとともに、我が国の課題解決に資する効果的な大規模土地利用転換の実現をめざす」としております。

次に、「都市計画マスタープラン」でございます。「都市計画マスタープラン」とは、本市の都市計画に関する基本方針を示したものでございます。

当該地が位置する「工業・物流エリア」の土地利用の基本方向として、京浜港の一翼を担う川崎港の港湾・物流機能を活かした複合的な土地利用を適切に誘導するとしております。

次に、「川崎港港湾計画」でございます。「川崎港港湾計画」とは、本市の川崎港に関する基本方針を示すもので、土地利用に応じて地区を区分しており、当該地は、「港湾関連用地」及び「埠頭用地」と定めております。

以上が、川崎市に関連する上位計画についての御説明になります。

そのほか、扇島地区に関する土地利用方針について御説明いたします。

「ＪＦＥスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針」でございます。

本方針は扇島地区等の果たすべき役割、土地利用の方向性、導入機能、基盤整備に関する本市の考え方などを取りまとめ、令和１０年度からの一部土地利用開始に向けた具体的な取組を示すもので、段階的な整備を想定し早期の土地利用転換が可能なエリアとして、本日御説明する対象地区を含む区域を「先導エリア」と位置づけております。

スクリーンには先導エリアへの導入機能のゾーニングを示しており、青色のエリアはデジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーションによる効率化・高付加価値化を実現した「高度物流拠点」、紫色のエリアは大水深バース等を活用した「港湾物流拠点」の導入について検討を進めており、赤色のエリアは水素を軸とした「カーボンニュートラルの拠点」として整備が進められております。今回、都市計画変更を予定しているのはオレンジ色で囲った対象地区でございます。

続きまして、現在の都市計画の概要について御説明いたします。こちらは、用途地域等の状況でございます。本地区は、用途地域が工業専用地域、容積率２００％、建ぺい率４０％に指定しております。

また、臨港地区に指定しており、港湾法の規定による分区は工業港区に指定されております。

なお、臨港地区内において分区が指定されている場合、条例により、その目的を著しく阻害する建築物等は建築できないよう制限されております。そのため、建築物の用途の制限については、建築基準法第４８条による用途地域ごとの制限は適用除外となり、分区条例（川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例）における用途の制限が適用されます。

次に、分区の変更予定について御説明いたします。本地区は、現在「工業港区」に指定されておりますが、令和６年１１月に改定された港湾計画に基づき、対象地区の分区を「商港区」に変更することを予定しております。

それでは、都市計画案について御説明いたします。

はじめに、諮問第５１５号 用途地域の変更について御説明いたします。

用途地域とは、良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動の確保を目的とし、土地利用の現況や動向を勘案して定め、建築できる建築物の用途を制限するものでございます。スクリーンには、計画図をお示ししております。今回、変更する区域はスクリーンの赤線で囲った面積約３３．１ヘクタールの範囲です。

港湾法に基づく分区が「商港区」に変更されることに併せて、工業専用地域容積率２００％、建ぺい率４０％から、商業地域容積率４００％、建ぺい率８０％に変更いたします。

用途地域を変更する理由でございますが、扇島地区先導エリアの一部について、川崎臨海部の持続的発展に向けた取組を推進することを目指し、港湾法に基づく分区の変更に併せ用途地域を変更しようとするものでございます。

続いて、諮問第516号 防火地域及び準防火地域の変更について御説明いたします。

防火地域及び準防火地域は、市街地を火災の発生や延焼の危険から守るため定めるものでございまして、火災に強い建築物の建築を促進するため、定めております。

指定の考え方については、防火地域は原則として容積率400%以上の区域及び密集市街地内の主要幹線道路沿いの容積率300%以上で特に防火性の向上を図るべき区域を指定しており、幹線道路の沿道等に防火地域を路線的に指定する場合は、原則として道路端からおおむね11メートルの距離をもたせて定めております。

また、準防火地域については、防火地域の指定区域を除く用途地域が定められている区域等で容積率200%以上の区域を指定しております。

それでは、変更する内容について御説明いたします。スクリーンの赤色で着色した範囲は、現在、防火地域の指定はございませんが、用途地域を容積率400%の商業地域に変更することに併せて、防火地域に変更いたします。

防火地域及び準防火地域を変更する理由でございますが、用途地域の変更に併せて、防火地域及び準防火地域を変更しようとするものでございます。

最後に、都市計画案の策定経過について御説明いたします。

令和8年1月26日に都市計画の素案について説明会を開催いたしました。説明会開催後、1月27日から2月10日まで素案の縦覧を行い、その間に公述の申出がなかったことから公聴会は開催しておりません。その後、5月15日から5月29日まで、都市計画法第17条の規定に基づき案の縦覧を行いました。法定縦覧に対する意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(大沢会長)

御説明、ありがとうございました。

議案の内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第515号から第516号までについて、御審議のほどお願いいたします。質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、大澤委員、お願いいたします。

(大澤委員)

どうもありがとうございます。市民委員の大澤です。

15ページのところで分区の変更の御説明がございまして、工業港区から商港区ということで、今の工業の状況の中で荷物の運搬とか材料等の運搬がある中で、商港区になりますと高度物流拠点ということとか、またより商業的なものが出てくるとすると、結局、トラックによる交通が主体になる。今もそうかもしれませんが、そうするとかなり交通量が出てくるということで、これを受け取る道路は先ほど御説明がありました国道357号だと思いますが、ここに来るまでにいろいろ検討がもう既になされていると思うんですけども、その主要な地域の幹線道路に強い影響のない交通処理というようなことも考え併せていただけるといいなと。これは意見でございます。

以上でございます。

(大沢会長)

御意見を頂戴いたしました。いかがでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

(岡村課長)

臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部の岡村と申します。御意見ありがとうございます。

現在、この地区で土地利用方針に基づき高度物流ゾーンというところをゾーニングしまして、高度物流拠点の形成に向けて動いておりますけれども、今、委員がおっしゃられるように、高度物流拠点の形成に伴って交通の負荷が掛かってくることのないように、なるべくそれを抑えるように事業者にも一定の、例えば、待機スペースをきちんと設けるとか、あるいは、今、そういうバースに予約システムというようなものもあったりとか、なるべくそのD Xの使い方が、交通の負荷が道路に行かないようにやっていくということが必要だとは考えておまして、そういったところについてそういう実現も含めながら、今後、事業者と調整して決定してまいりたいと考えています。

以上でございます。

(大沢会長)

よろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、御質問等はこれまでとさせていただきます、これより採決に入りたいと思います。

それでは、諮問第515号「川崎都市計画用途地域の変更（扇島地区）」、諮問第516号「川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）」につきまして、扇島に関する議案でございますので一括にて採決をさせていただければと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 総員挙手 ——

(大沢会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、総員挙手でございます。総員の賛成をもちまして、原案どおり可決されました。本日付けで市長宛に答申いたします。ありがとうございました。

ここで関係職員の退室がありますので、しばらくお待ちください。

(大沢会長)

続きましては、報告事項といたしまして「川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方」について、事務局より報告をよろしくお願いいたします。

(町井課長)

それでは、川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方について御説明させてい

たきます。スクリーンを御覧いただくとともに、お手元のタブレット端末の２－１「川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方について」のファイルをお開きください。

１枚おめくりいただき、目次になります。１として「取組状況と小委員会での主な意見について」、２として「川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方について」、３として「報道発表について」、４として「市民意見聴取の取組事例について」、この４件について一括して御報告させていただきます。

はじめに、取組状況と小委員会での主な意見についてでございますが、２ページに掲載してございます。

まず、はじめに取組経緯になりますが、令和７年３月に改定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、本市の「総合計画」の改定を踏まえ、都市計画マスタープランの改定に向けた検討に着手したところでございます。令和８年１月と３月には、都市計画マスタープラン等小委員会を開催し、現行プランの取組状況や課題、社会環境の変化、改定の視点、市民意見聴取などに関して意見交換を実施するとともに、庁内においても適宜必要な会議を行ってまいりました。

３ページから７ページには、第１回及び第２回の小委員会での委員の皆様からいただいた御意見について整理しておりますので、こちらについては後ほど御覧ください。

続きまして、８ページを御覧ください。

公表いたしました川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方について、御説明いたします。

１０ページを御覧ください。

「はじめに」でございますが、急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据えて、これまでの成長に向けた取組に加え、精神的な豊かさや生活の質、価値の向上に重きを置く成熟したまちづくりが一層求められております。そのため、質の高い都市空間への再生や、市民生活を支える身近な生活エリアのまちづくりをこれまで以上に重視する必要があるがございます。

また、臨海部の扇島地区等での大規模土地利用転換の着実な推進をはじめ、人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現していく必要がございます。

あわせて、みどりを活かしたまちづくりや災害に強い都市づくりを進め、人々が安心して、暮らしやすく住み続けたいまちとすることが求められております。

このような中で、めざす都市像を実現するためには、市に関わる多様な主体が都市づくりの方向性を共有し、協働・共創してまちづくりに取り組むことが大切でございます。そのためには市民や企業等が川崎に愛着や誇りを持つことができ、まちづくりの方向性に共感できるマスタープランへとアップデートする必要があると考えております。

このような背景を踏まえ、都市計画マスタープランの改定に向け、今後、市民の皆様にご意見を伺っていくために、まちづくりの現状と課題、社会環境の変化や改定に向けた考え方、スケジュール等を取りまとめて公表いたしました。

それでは、１１ページを御覧ください。

ここでは「都市計画マスタープランとは」といたしまして、都市計画マスタープランが果たすべき役割と、ほかの計画との関わりについて整理してございます。

12ページを御覧ください。

「1 役割」につきましては、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、将来ビジョンを確立し、あるべき「まち」の姿を定めるものでございまして、この方針に基づいて、地域地区や都市施設、市街地再開発事業等の個別・具体の都市計画を決定しております。

また、まちづくりの方向性を分かりやすく発信し、地域の主体的なまちづくりを促すとともに、下段にお示ししておりますとおり、「計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針」、「大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針」及び、「市民と行政の協働によるまちづくりや市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針」として活用しているものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

「2 位置づけ」でございますが、上位計画である「川崎市総合計画」、都市計画の上位方針にあたる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めております。なお、これより「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を整開保と略して呼ばさせていただきます。

続きまして、14ページを御覧ください。

ここでは「まちづくりの現状と課題」といたしまして、これまで歩んできたまちづくりと、そこから見えてきたことについて整理してございます。

15ページを御覧ください。

「2-1 現行プランの概要」の「1 策定と改定の経過」でございますが、平成29年に全体構想の改定を行っておりまして、その後、令和3年までに段階的に行ってきた区別構想の改定を完了しております。

次に、「2 めざす都市像とまちづくりの基本目標」につきましては、総合計画に即して定めております。

次に、「3 都市づくりの基本方針」につきましては、整開保に即して定め、これまで都市づくりを進めてまいりました。

続きまして、16ページを御覧ください。

「2-2 まちづくりの現状と課題」でございますが、都市づくりの基本方針ごとに、現計画期間の主な取組と課題を整理してございます。「①魅力ある都市づくり」では、「拠点駅における都市機能の集積」、「まちの賑わい創出」、「広域ネットワークの構築及び都市機能の強化」、「良好な景観の創出」に取り組んでおりまして、主な課題といたしまして、市全体の活力を高め持続可能なまちづくりをめざすため、引き続き都市拠点の形成が必要と整理してございます。

17ページから19ページまでは同様に、都市づくりの基本方針ごとに主な取組と課題を整理しておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、20ページを御覧ください。

ここでは「本市を取り巻く主な社会環境等の変化」といたしまして、まちづくりをめぐる新たな動向を整理しております。

21ページを御覧ください。

「3-1 社会環境の変化」といたしまして、「少子高齢化・人口減少の進行」、22ページには、「気候変動の深刻化」、及び「自然災害リスクの増大」、23ページには、「都市インフラの老朽化と有効活用」、及び「未来志向の産業振興」、24ページには、「デジタル技術の浸透」、及び「自然と共生する世界へ」について、それぞれ記載しております。

続きまして、25ページを御覧ください。

「3-2 都市計画に関する国等の主な動向」でございます。「1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」では、地域の稼ぐ力の強化や、まちの魅力磨き上げを通じて民間投資を呼び込み、個性ある都市空間の実現を図るとともに、災害に強い都市づくりに向けた法改正がなされたところでございます。

また、「4 成熟社会の共感都市再生ビジョン」では、新しい時代の都市再生のあり方が示されたところでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。

「3-3 主な上位計画等の状況」でございますが、本市の総合計画等の上位計画や都市計画に関連のある個別計画を記載しております。

続きまして、27ページを御覧ください。

ここでは「改定に向けた考え方」として、これまでの内容を踏まえ、これからのまちづくりを考えるための視点について整理しております。

28ページを御覧ください。

「4-1 都市づくりの基本理念」の「1 改定の目的」でございますが、前回の改定から10年が経過する中、急速な社会環境の変化等に対応するため、安全かつ安心で豊かに暮らせる持続可能なまちづくりに向け改定いたします。

次に「2 目標年次」といたしましては、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、都市計画の基本的目標及び方向を定めるものといたします。

続きまして、29ページを御覧ください。

「3 めざす都市像とまちづくりの基本目標、基本政策」につきましては、引き続き、総合計画の「基本構想」に即し記載のとおり設定しております。

次に「4 都市づくりの基本方針」につきましては、整開保の都市づくりの基本方針の考え方を基本に、必要な見直しを行ってまいります。

続きまして、30ページを御覧ください。

「5 めざす都市構造」でございますが、都市の特徴や骨格となる考え方を「拠点地区」「市民の行動圏」「交通網」「緑と水の骨格」として整理しており、引き続き「広域調和・地域連携型の都市構造」をめざし、見直しを行ってまいります。

(1) 拠点地区では、「広域拠点」や新たに扇島地区を位置づけた「臨空・臨海都市拠点」

の拠点形成を推進するとともに、首都圏の都市機能を支える交通網の強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型のまちづくりをめざしてまいります。

また、各地域の特性や個性を活かした「地域生活拠点」の形成や、身近な地域が連携する地域連携型のまちづくりをめざしてまいります。

続きまして、31ページを御覧ください。

(2) 市民の行動圏では、急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換等に対応するためには、市民の日常を支える身近な生活エリアの重要性がこれまで以上に高まることから、地域の特性を活かした身近な地域が連携するまちづくりをめざしてまいります。

続きまして、32ページを御覧ください。

(3) 交通網では、バス運転手不足の深刻化や自動運転技術の進展など、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成を推進してまいります。

(4) 緑と水の骨格では、改定予定の「緑の基本計画」における「みどりの都市構造」の考え方と整合を図るなど、緑と水のネットワークの形成をめざしてまいります。

続きまして、33ページを御覧ください。

「4-2 改定の視点」でございますが、これまでお示ししてきたまちづくりの課題や社会環境の変化等を踏まえ、改定に当たっての主な視点について整理しております。

「分野別の視点」の(1) 土地利用といたしまして「①身近なまちづくり」では、市民の日常生活を支える身近な生活エリアにおいて、誰もが安全・安心で健康に暮らせる身近なまちづくりをめざしてまいります。

「②臨海部における大規模な土地利用転換」では、新産業創出を促進する研究開発拠点の形成と、社会課題の解決等に資する大規模土地利用転換をめざしてまいります。

「③パブリックライフの推進」では、人々の滞在や多様な活動を促す「過ごしたくなる」空間の創出をめざすことなど、考え方を整理してございます。

続きまして、34ページを御覧ください。

(2) 都市環境といたしまして、「①まとまりやつながりのある緑の創出」では、まちなかの緑の創出によりネイチャーポジティブを推進し、市全体での生態系ネットワークの形成をめざすことや、「③脱炭素社会の実現」では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現をめざすことなど、考え方を整理してございます。

続きまして、35ページを御覧ください。

(3) 交通の「②身近な交通環境の整備」では、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成を推進することや、(4) 都市防災の「①大規模地震、激甚化・頻発化している風水害への対応」では、市民の生命や財産を守るための対策による安全・安心なまちづくりをめざすことなどの考え方を整理してございます。

続きまして、36ページを御覧ください。

「2 都市計画マスタープランの構成」でございますが、多様化・複雑化する都市づくりを取り巻く課題に対応するため、これまで以上に市民や事業者等の多様な主体との協働・

共創を推進していくとともに、社会環境の変化が加速する中、機動的なプランとする必要がございます。

さらに、現行プランは重複した記載が多くあるため、構成や情報量などを見直す必要があると考えております。そのため、市民や事業者が川崎市に愛着を持つことができ、まちづくりの方向性に共感できる都市計画マスタープランへ進化させることをめざし、より分かりやすい表現や必要な情報を簡潔に掲載するとともに、交通や環境等の関連分野の詳細は各分野の個別計画に委ね、基本方針など必要最小限の記載に整理することにより、全体構想と区別構想等を統合するようプラン構成を見直してまいります。

続きまして、３８ページを御覧ください。

「５改定までのスケジュール」でございますが、令和８年度は「改定の基本的考え方」を公表し、秋頃からワークショップ等により市民の御意見を把握してまいります。

令和９年度は改定骨子案を公表し説明会やパブリックコメントを踏まえ、改定骨子を取りまとめる予定でございます。その後、改定案を取りまとめ、同様に説明会やパブリックコメントを実施した上で、令和１０年度中の改定をめざしてまいります。その進捗状況に関しましては、当審議会にも適宜御報告させていただきたいと考えてございます。

続きまして、４０ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました、「川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方」を７月２３日付で公表した際の報道発表資料でございまして、改定に向けて未来の川崎市を考えるきっかけとなるよう「改定の基本的考え方」をあらかじめ公表し、これを基に今後、市民の皆様から御意見を伺ってまいります。

意見募集の内容につきましては、資料左下に記載しております、①スマートフォン等からいつでも参加できるデジタルアンケート、②各区のイベント等で実施するオープンハウス型説明会、③川崎市の将来像について意見を出し合い考える場としてのワークショップ、これらを実施する予定でございます。

具体的な日時等につきましては、詳細が決まりましたら改めて公表を予定してございます。

続きまして、４１ページを御覧ください。

市民意見聴取の取組事例といたしまして、先行して実施した取組を御紹介いたします。

４２ページを御覧ください。

人気ゲームのマイクラフトを活用したまちづくりを考えるワークショップを開催しております。実施日時は７月２０日の月曜日祝日、場所は武蔵小杉にございますＮＥＣ玉川事業所、参加者は小学生２９名とその保護者で、主催はＮＥＣプロボノ倶楽部、川崎市は共催という形で行いました。

イベントの内容といたしましては、はじめに、少子化と高齢化の状況を川崎市から説明した後に、まちづくりにおける六つのテーマを提示し、その中から子どもたちが大切だと考えるテーマを二つ選んでもらい、そのテーマのために必要なアイデアをワークシートに記載することで意見収集を行いました。

また、これらを踏まえ、子どもたちがどのような暮らしをする家を作りたいかということマインクラフトで製作し、各々発表してもらったというところでございます。

あわせて、この機会に保護者を対象に、川崎の良いところ・困っているところについてアンケートを実施しております。

43ページを御覧ください。

子どもが実施した、「未来に大切なまちづくりのテーマとアイデア」のワークの結果でございますが、多く選ばれたまちづくりのテーマと主なアイデアを御紹介いたします。最も多く選ばれたまちづくりのテーマは、「1お年寄りやみんなが住みやすいまち」で、主なアイデアといたしましては、「車いすでも過ごせる毎日が楽しくなるようなスロープや点字ブロックを作る。」ですとか、「おとしよりの家の近くにお店を多くする」、「広場や公民館などふれあえる所を多くする」などのアイデアがございました。

次に、「2自然となかよくくらせるまち」につきましては、「木や花を多く配置する」「ビルに緑を取り入れる」「再生型エネルギーを使う」などのアイデアがございました。

44ページを御覧ください。

そのほか、「3地震や台風に強いまち」、「4みんなが素敵だと思うまち」、「5バスや自転車で移動しやすいまち」、「そのほかあなたの考えるまち」についても、様々なアイデアが挙げられました。

続きまして、45ページを御覧ください。

ワークショップに参加した保護者アンケートの結果でございますが、川崎市の良いところの意見といたしまして最も多く挙げられたのは、自然、みどり、水辺に関する場所につきまして、例えば、生田緑地、多摩川、二ヶ領用水などの自然環境や、水辺における桜並木や遊歩道などの憩いの場などの意見がございました。

次に多く挙げられたのが、川崎大師や民家園などの歴史や文化施設、多摩川の花火大会や商店街などの地域のお祭りなどの意見がございました。

一方で、困っている場所として最も多く挙げられたのが、駅、交通に関することとして、南武線等の踏切による渋滞や、国道246号線沿いや武蔵小杉での道路渋滞などの御意見がございました。

次に多く挙げられたのが景観・街並みに関することで、駅周辺などでの落書きや騒音、治安の悪化や、多摩川沿いのごみの多さなどの意見がございました。

続きまして、46ページを御覧ください。

マインクラフトワークショップにおけるアンケート実施を踏まえた今後の課題についてでございますが、1のこどもワークショップにつきましては、子どもたちからまちづくりに関する多様な意見、アイデアを一定程度集められまして、子どもたちのまちづくりへの理解につながったと考えてございます。

次に、2の保護者アンケートにつきましては、各区の将来の都市像の検討につなげるため、地域の魅力、資源及び課題を把握することを目的に実施し、川崎の良いところの設問では地域の魅力や資源について一定程度把握できたところでございますが、一方で困って

いるところの設問ではソフト面に関する意見が多く、土地利用の方向性への反映が難しい結果であり、また具体的な場所が特定できない回答も多く、区別の将来の都市像の検討に活用しにくい結果でございました。

そのため、今回の実施結果及び課題を踏まえ、今後予定しているデジタルアンケート等に向けて設問内容の検討を行ってまいりたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

(大沢会長)

御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項につきましては議案ではございませんが、委員の皆様から御意見等を頂戴できればと思っております。

先ほど、マインクラフトのワークショップの非常に魅力的な案件も御説明いただいたところでございます。将来を担う小学生たちに都市のあり方について興味を持ってもらう非常に重要な案件じゃないかな思っております。ぜひ今後の都市計画マスタープランを改定するに当たりまして、本日、現況を御報告いただきましたが、その内容につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、中西委員、お願いいたします。

(中西委員)

御説明ありがとうございました。都市計画マスタープランは大体制度導入から30年たつということで、いろんな様相が様々な市町村で行われているということで、私も改定等には幾つか関わりながら関心を持って見ているところです。

特に川崎市さんの場合は、私自身は大きな方針について特に異存はなく、特に最後の区別のプランを統合する形で、ある種簡略化ですけれども、そういうふうにしていって、それから時代に合わせた機動的なプランにしたいという基本的な考えも、非常に今の時代に合っているかなと思いますので、そこは評価するところです。

一方で、具体的な手段とか、都市計画マスタープランはどうしても抽象度の高い計画にどんどんなっていて、本当に実際の都市計画の運用ですとかまちづくりの指針となり得ているのかというところについては、まだ課題があるなというふうに思っています。

その中で具体的に関わります、例えば立地適正化計画との関係をどうお考えなのかを確認しておきたいと思います。

スライドで言うと13ページ目のちょうど中の整開保を受けて都市計画マスタープランがあり、それを受けて立地適正化計画というような書き方をされています。

川崎市さんは一昨年、令和7年の3月だから令和6年度ですね、立地適正化計画を策定されているようで、中をざっと見たところでは比較的シンプルなものにされていると思います。

一方で、国の位置づけでは、都市計画マスタープランは立地適正化計画の一種であるというような、ちょっと微妙な制度設計がされていて、思うところはいろいろあるんですけれども、市によっては都市マスと並列の位置づけにしたり、あるいは、一方でここに書か

れているように上下関係であったりというようなところがあります。

実際、立地適正化計画は大きな都市構造を示すと同時に、かなり主体に踏み込んでいますので、一般的な都市計画マスタープランよりは事業に近い、実現主体に近いものと私も思っているものの、その間は微妙な関係がある。しかも策定の時期が近いので、例えば、立地適正化計画の際にかなり数値的と言いますか、地理的な分析を要求されている制度でもあって、そこで得られた知見を都市計画マスタープランにフィードバックすること、方法としては必要じゃないかなと思っているんですね。

これは、都市計画マスタープランが市民の意見を聞くほうにかなり振れている。実際、そういう話が多かったように思うんですけども、という中で実態を見たエビデンスに合わせた方針の決定という意味では、立地適正化計画の作業も都市計画マスタープランの改定作業にうまく生かすべきじゃないかなと考えるところもあるわけです。

そういう意味では、今回の説明の中に立地適正化計画の話が少しも出てこなかったのも、これまでの経緯も含めてどのようなお考えかということについて、現時点のお考えを伺えればと思います。

(大沢会長)

いかがでしょうか。

(町井課長)

はい、ありがとうございます。まさに微妙な関係というのは、委員がおっしゃったとおりでございます、我々もちょっと悩ましいところであります。

他都市も様々工夫しているようでございますので、我々都市計画の関連課長会議、他都市政令市で集まってよくやるのですが、立適（立地適正化計画）をどうするかというのはまさに議題として各都市持ち寄るのですが、結果、結論は出ないという状況でございます、意見交換だけやっているというところでございます。

川崎市の場合、立地適正化計画については令和7年3月に策定しています。都市マス（都市計画マスタープラン）と立適の関係で言いますと、委員もおっしゃるとおり、都市マスについては都市構造や土地利用の全体のビジョンを示すものでございまして、それに対して立地適正化計画については居住誘導区域ですとか都市機能の誘導区域という区域を定めていることと、あと誘導施策として様々、今、各所管課で事務事業として挙げている事業を展開していくということと、あと防災減災に対する措置というところも定めてはおるのですが、川崎市内は人口もまだまだこれから令和17年に向けてまだ伸びるという状況でございますし、これからの20年後も今とあまり変わらないという人口数になりますので、直ちに立適が目指している土地の集約化というか、コンパクトプラスネットワークみたいなところを本来であれば準備する必要があると思うんですけど、まだちょっと本腰になっていないというところです。

ただ、委員も申しましたとおり、もう人口が減少していくという頃になってきますので、その辺についても今回の都市マスの中で議論させていただきたいと考えてございます。

立適につきましても、本当に都市計画マスタープランと立適との表現というか記載内容

については、あまり変わっていないというところもあるので、今後、今回の都市計画マスタープランの全体構想と区別構想を統合するような考え方でありますが、立適についてもまとめられることができるのであれば、今後、皆さんと議論して進めたいと考えてございます。

以上でございます。

(中西委員)

ありがとうございます。お悩みの様子がよく伝わってきて、でも逆に言えばよかったなと思っておりますが、現時点の私の個人的な考えを少し述べさせていただきたいと思えます。

立地適正化計画がそもそも10年ぐらいたちますけれども、国ははっきりとは言っていないけれども、基本的には地方都市で人口減少していくところを補完するというのが最初の狙いであったかと思うのですが、最近の交付金、補助金との連動によって大都市も作るところが増えてきているという状況です。

正直なところ、制度設計と実際に利用される大都市では大分ずれがあって、多分立地適正化計画をここで作られるというのは、悩ましいところがあったんじゃないかなと思っています。

一方で、ここまで制度設計策定の圧といいますか、そういったものが強くなってくると、無しというわけにはいかない中で、やはり受け止める自治体がより自分たちに合わせた運用を積極的にして、むしろ国に対してこういうふうにしてほしいというふうな団体の具体例といいますか、フィードバックできるような運用を目指してほしいなと思っています。

そういう意味では、都市計画マスタープランと立地適正化計画で一体化の方向もあるとしたら考えたいというお話だと思うんですが、それはとても結構なお話だと思っています。

反面、長期性と5年に1回の見直しという立地適正化計画、少しスパンが違うのが悩ましいところではあるんですが、そこをうまく一体化しながら一部改定するとか、そういうふうな形を目指していただくほうがいいかなと、現時点で私は思っています。

これは単に体系の話だけではなくて、ちょっと余計な話かもしれませんが、策定にいちいちものすごいコストを、時間的にもお金的にも、あるいは皆さんの労力をかけて、同じようなものを繰り返している面がありますので、いい意味での合理化を目指すべきではないかなと思っているところです。

そういうことも含めて、単に都市計画マスタープラン単体の話ではなくて、総合的といいますか都市全体をつくるときに、ふだんからどういうふうに必要なのかということもちゃんと議論した上で、今回の都市マスの改定というものに結びつくものだと思っていますので、ぜひそういう議論を進められるようにしていただければと思います。

これはコメントですので、リクエストということにさせていただきます。

(大沢会長)

御指摘ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

では、大澤委員、お願いいたします。

(大澤委員)

どうもありがとうございました。

私は今の先生のお話とちょっと関連するかと思うのですが、前からK P Iが非常に重要というお話をさせていただいていたところでございますけれども、今日はちょっと似たような視点になるかもしれませんが、この都市マスを運営する、マネジメントするというところがすごい重要だということで、どちらかというと都市マスは行政の計画ということで、それをマネジメントすることは行政業務じゃないという感じも見られるんですけども、実際そうではなくて、これもはじめにと、あるいは12ページの役割というところにも書いてございますけれども、特にポツの3番目ですね。12ページであれば、共創というか公民、市民、行政、一緒にやるんだよといったときに、かつての都市マスの役割というのはどちらかというと川崎市であれば全体の都市構造でビジョンを見せていくとこんな町になるんだよねということで、ちょっと市民は待ちの状態というか、何をしたらいいか分からないと。

ところが、共創ということになりますと、具体的に行政と市民がまちをつくっていくというような動きをやっていかなきゃならないというときに、先ほど非常にいいマイנקラフトの例が出ましたけど、ああいう形だとは思うんですけどね。そのまちづくりをコントロールするための都市マスのマネジメントツールというのが、これからきちんとした形で整備されていく必要があると思っています。

もちろんいろいろなやり方、オープンハウスみたいなことも含めてやってこられているので、やっていないというわけではなくて、それが一つのストーリーみたいな形で組み立てられていって、何か自分の町の身近な町というものがこういうふうに変わっていくんだというものをK P Iで評価するという形だと、行政も点づけをしますし市民も点をつけるということで、あまりうまくいっていないねとか、最高にいったねとか、ほかにもこれを伝播していこうとかというような視点が生まれてくると思うんですね。

それで、先ほどの中西先生のコンパクトプラスネットワークの話もそうですけれども、K P Iみたいなもので評価していくことによって人口が伸びていようが下がっていようが、日本のこれからのまちづくりというのはコンパクトプラスネットワークしかないわけですから、その状態というものが、今、どうなっているかというものを評価し、そして自分の町がどういうふうにそれに対して協力するなり、あるいはもうちょっと高いところで提案をしていくかということをやっていくというのが一つの形だと思うんですね。

そういう中で、例えば、ツールの具体的なものとしてまち歩きみたいなもの、あるいはデザインワークショップみたいなものというようなものがあってもいいのかなと。もちろんあると思うんですけども、町を歩くということでよく言われているのは自分の町を知ることなんですけども、知った中でその自分の町の良くないところってどんなところというのは、先ほどのマイנקラフトの中でたくさん出てきていましたからあれなんですけども、ではどうやってそれを直していくのみたいな話というのが、まだ行政頼りという部分があるんじゃないかなと思って。そこも市民も自分たちの役割、庭先の花とか

そういったものも含めて気づきができたら町がもうちょっと良くなると。

さっきの保護者のアンケートのところ、45ページでしたか。ちょっと正直そういう懸念が当たったというか、要するに悪いところとか課題は分かったんだけど、それをまちづくりの中にどういうふうに反映していくかというのが見えないという辺り、そこが非常に重要な部分で、そこが見えてくると先ほど申し上げましたような都市マスのマネジメント化みたいな話が1歩か2歩進むのかなと思ったところです。

すみません、長くなりました。

(大沢会長)

御意見ありがとうございました。

事務局、何かございますか。

(町井課長)

都市マスのマネジメントと評価については、これまで庁内の会議でも言われていまして、どのように評価するんだということがあったんですけども、そのとき答えさせていただきしたのは都市マスは将来ビジョンなので、個別具体を評価するものではなくて、その評価するものにつきましては都市計画マスタープランに基づいていろいろな局が事業を展開していますので、そういった事務事業が達成できているのかどうかというところを評価させてもらいたいというふうに考えていますというような回答はさせてもらいました。

とはいえ、今回もこれまでの都市マスで取り組んできた事業と、それに基づいてどんな課題が見えてきたかみたいなことをちょっと触れてはいるんですが、そういったところを少し見える化できるといいかなというふうに思っていますので、今後、市民に御意見を聞くに当たっても今まで取り組んだものがどうよくなっていったのか、どこが足りなかったのかみたいなのところを見せていければいいかなというふうに考えてございます。

すみません。回答になったでしょうか。

(大沢会長)

ぜひその辺も、今後の検討に生かしていただければと思います。御意見ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。宮下委員、お願いいたします。

(宮下委員)

東洋大学の宮下です。御説明ありがとうございました。

3点ありまして、まずは御報告いただいた最後のほうですね。今回、マインクラフトワークショップ実施ということで、今までにない取組で非常に興味深いなと思いました。子どもたちの視点ということは、なかなかこの議論の場では出てこなかったのも、非常に新鮮な気持ちで今日資料を拝見しましたので、今後、もしよろしければ取組をぜひ続けていただきたいと思いますのが1点目です。

2点目は、中西先生からお話があった立適との関係ですけれども、私の認識をちょっとお伝えしておくのと立適の作成にも関わってきた者から言うと、川崎市さんの場合は市街地をコンパクトにしていくというよりも、やはり災害対策をどうするかというところに軸足

が置かれていたのかなと思っています。

恐らく、当時の議事録にもそういう発言あるいは議論がありまして、川崎市さんは御存じのとおり、大分市街地が拡大していますからそういうものに適正化するのではなくて、武蔵小杉の浸水とかの課題がありましたからハザードマップとか、そういうのをきちんと丁寧に見て行って、持続可能な都市にするにはどうしたらいいか、その一つの手段として立地適正化計画を使うんだと。そういう議論があったのかなと思っています。だから、ちょっと他都市とは違う位置づけではないかと思っています。

3点目は、これは単なるコメントですけれども、今回、都市マスの改定ということですが、先ほどの扇島のお話にもあったことで感じていることは非常に大きなターニングポイントでの改定であると思っています。

今日、お子さんたちの議論とかこれまでの取りまとめいただいた資料を見ていて、改めて必要なキーワードになるのかなと思ったのが経済安全保障かと思っています。扇島のエリアというのはこれから液化水素の基地になっていくという流れの中で、エネルギーの自給率とか、あるいは調達先も多様化させていくということになっていくと、いわゆる私たちの安全、平和というのを経済的な観点からいかに保障していくかということになるときに、この川崎市さんのまちづくりというのは非常に大きな役割になってくるのではないかと思います。

これは都市マスで議論することではないかもしれませんが、何かそういうことを頭に置きながら議論する必要があるのかなと今感じています。

これは単なるコメントなので都市マスどうこうではないのですが、やはり国の役割が安全保障ではあるんですけれども、非常に土地利用の大転換の中で今の内情を踏まえると川崎市さんも経済安全保障の役割というのは非常に大きくなっていくかなと感じたところです。

以上3点です。コメントなので、返答は求めておりませんので、私からのコメントとさせていただきます。

以上です。

(町井課長)

ありがとうございます。宮下委員、今日来られる前にお一人で臨海部を回られたということで、熱心に見ていただきましてありがとうございます。

一つ、マインクラフトにつきましては、今回、定員30名だったんですけれども200名の応募があったそうです。かなりいいコンテンツですし、お子さんが来られれば保護者の方も来られるので、そこでもいろいろ意見等をいただける場だと改めて認識しました。

また、こういった取組は継続できるといいなと我々も思いまして、NECさんとも連携してまた開けるように話をしているところでございます。

立適につきましては委員のおっしゃるとおりで、まだ川崎市は土地をシュリンク（集約・再編）するとかそういうことは考えておりません。まずはライフラインを適正に維持管理して行って、なるべく人口密度を下げないようにするというところが第一でございますが、

その先には人口減少というところもありますので、それはそれで一つ頭の片隅に置いていかなければいけないかなと考えてございます。

あと、防災対策につきましても、国から昨年度末にちょっと呼ばれたんですけれども、川崎の立地適正化計画については居住促進区域と災害危険区域が被っている立地を許容しているというところで、国としてもそこは立適の厳格化というところを今回強く言っているというところで、災害危険区域の取扱いみたいなところは今後立適の改定作業にも入ってくると思いますから、その中で検討していきたいと考えてございます。

以上です。

(大沢会長)

ありがとうございました。ほか、御意見はいかがでしょうか。

水庭先生、御発言よろしくお願いいたします。

(水庭委員)

東京農業大学の水庭です。いろいろと御報告ありがとうございました。

子どもたちにこういったNECのワークショップのお話、とてもいいことをしていただいたと思って聞いておりました。

その中でちょっと気になったのは、いろいろとアイデアをAIで書いてもらっているような絵なのかなと思うんですけれども、ちょっと適切じゃないところが二、三箇所見られましたので、気になった点を後でお伝えしたいなと思っています。

次の話で、保護者のアンケートで川崎市の良いところに上げていただいたのが、最初にたくさん件数をいただいているのが自然とみどりや水辺、これは川崎市さんの本当にいいところで、私もいつもこういった委員で声かけをしていただけて協力していきたいという強い希望がございまして、本当にバランスがいいということが書かれていますので、これを手放してはいけないなと改めて認識した次第です。

とは言っても、安心と安全な暮らしを守るための話がございまして、河川等、または洪水等の防災的なものについてはしっかりとやっていく。これは都市マスでもできる話かなと思っていますし、防災系のところと連携して話をする必要があるということと、あと今の扇島の話に少し触れさせていただくと、高度な利用、商業的な利用も一つなんですけれども、やはり私たちの暮らしの中でこれだけ川崎市さんが今、川というキーワードを持っていますが、海辺のところは今非常に弱いので、ブルーカーボンの話もございましたけれども、いろいろなところで全部やってくださいというわけではないんですが、海を意識したまちづくりにつながっていただければいいなというところを一つ、御提案というか私の意見として述べさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(大沢会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(吉田係長)

担当係長の吉田と申します。

マインクラフトのワークショップですが、本日御紹介できていないのですが、我々がまちづくりのテーマのワークショップをやった後に実際に子どもたちがマインクラフトで家を制作し、その家はどのような暮らしが今後必要かというテーマで最初に考えてもらってから家づくりをしました。その中でも大きい道路が必要だとか近くに便利な駅が必要だとか、そういったまちづくり的な御意見、アイデアをいただいたりですとか、6チームぐらいでやったんですが、どのチームも自然が必要だとか動物と一緒に暮らせる家が必要だとか、そういった御意見、アイデアがどのチームにもありまして、自然との共生というのは小学生のうちからすごく意識があるんだなと感じたところでございます。

それから、防災のことにつきましても、今の降雨量の増加を踏まえて庁内的にも検討が始まったところでございますので、しっかりと都市マスで引き続き伺っていきたいと感じております。

以上でございます。

(大沢会長)

御指摘ありがとうございます。確かによくよくイメージ図を見ると、ちょっと自動車のハンドルの位置が違っていたりとか、アメリカ式になっているような、車線方向がちょっと違っていているような。全然イメージなのでいいので、大きくイメージですと書くとか、ある程度のときに専門家の皆様に見ていただくとか。最初からあまり細かくやってしまうと恐らくみんなつまらなくなってしまうと思うので、まずはいいと思うんですが、ちょっと幾つか日本じゃない感じもあったりもします。

ぜひ、この辺を後々の課題ということで見直していただければと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。吉田委員、お願いいたします。

(吉田委員)

私からは簡単に一つだけ、コメントさせていただきます。

36ページの今回のマスタープランですけれども、市民や事業者が川崎市に愛着を持つことができ、まちづくりの方向性に共感できる都市計画マスタープランに進化ということですので、今回、改定に当たって川崎市民が全体として川崎に愛着を持つように盛り上がっていくということをいかにつくり出すかというのが重要ななと思ってしまして、先ほど紹介がありました最後のマインクラフトのイベントも含めて、いろいろなところでいろいろなことを仕掛けていくというのが大事ななと思いました。

先ほどマインクラフトのイベントを1回だけではなくて、また今後もNECさんと協力して、ほかでも開ければということだったかと思うので、それも期待したいということと、実際にやったイベントは参加者が30名ですね。せっかくなのでやった結果をウェブページとかで発信していくとか、そういったことも積極的にやっていただきたいなと。

先ほど大澤委員からもありましたけれども、今後、地域別の構想とか、各区別の構想などもつくっていく中で、それぞれの地域ごとに町歩きとか、そういったイベント等も企画しながらやっていくことが重要なんじゃないかなと思いました。

以上、コメントです。

(大沢会長)

御意見ということでよろしゅうございますでしょうか。

(吉田委員)

はい。

(吉田係長)

はい、マイクラに限らず、今後やっていくワークショップとかオープンハウスでの市民意見のお伺いとか、ウェブページで情報発信して、できるだけ盛り上がるように協議していきたいと考えております。

マイクラも今回参加した子どもたちの中から、マイクラカップという全国大会に出品する子どもたちもおりますので、フォローも含めてこのイベントの価値みたいなものも確認しつつ、次につなげていきたいと思っております。

以上です。

(大沢会長)

ありがとうございます。

(町井課長)

今回、マイクラをやってみて、こういうつかみというんですかね、都市計画に関わる入り口みたいなところがすごく重要だったと思いました。

ただ都市計画マスタープランを改定しました、という発表だけですと愛着も多分何も生まれないと思いますので、そういった何か下地づくり、そういう入り口の部分がすごく大事なんだと感じたところでございます。

以上です。

(大沢会長)

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。そうしましたら、いただいた御意見を踏まえながら、都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画につきましても御意見を賜っておりますので、その見直しを含めましても御意見を参考にさせていただきながらお進みいただければと思います。

それでは、報告事項は以上で終了とさせていただきます。

本日の審議会は全て終了いたしましたので、以上をもちまして第105回川崎市都市計画審議会を閉会といたします。傍聴の方は御退席をよろしくお願いいたします。

—— 退室 ——

(大沢会長)

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局より何かございますでしょうか。

(町井課長)

皆様、お疲れさまでございました。

事務局からの事務連絡として2点ございます。

1点目でございますが、冒頭でお話ししましたが小委員会に属する委員につきましては、今後会長と御相談させていただきまして次回の都市計画審議会までにお示ししたいと考えてございます。

続きまして2点目でございますが、次回の都市計画審議会につきましては10月中、下旬ぐらいの開催を予定してございます。詳細につきましては改めて御案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。